

宮崎県普及指導活動外部評価実施要領

1 目的

協同農業普及事業に係る普及指導活動について、より農業者のニーズに対応し、高い成果を創出する普及指導活動とするためには、幅広く客観的な視点から評価を受け、普及指導計画の検証と改善を図る必要がある。

このため、先進的な農業者や農業関係団体、マスコミ等による外部評価を実施し、評価結果を踏まえた次年度以降の普及活動計画の改善を図り、本県農業の振興に資する。

2 外部評価委員の設置

県は、普及指導活動の客観的な評価を実施するため、先進的な農業者、若手・女性農業者、農業関係団体、消費者、学識経験者、マスコミ、民間企業等から外部評価委員（以下、「評価委員」という。）を選定する。

なお、評価委員の構成は概ね次のとおりとする。

- ・先進的農業者
- ・若手・女性農業者
- ・農業関係団体
- ・消費者
- ・学識経験者
- ・マスコミ
- ・民間企業

3 外部評価会の開催

- (1) 農業普及技術課は、毎年度、外部評価の対象となる農業改良普及センター（以下、「普及センター」という。）を選定し、外部評価会を開催する。
なお、概ね3年に1回は全ての普及センターが外部評価の対象とする。
- (2) 外部評価会の開催主体は、農業普及技術課とする。
- (3) 外部評価会の参集範囲は、評価委員、評価対象の普及センター及び農業普及技術課とし、必要に応じ関係者をオブザーバーとして参加させることができるものとする。
- (4) 外部評価では、必要に応じて現地調査を行うものとする。

4 評価実施方法

- (1) 評価対象プロジェクト課題
普及センターは、農業普及技術課と協議の上、評価対象となるプロジェクト課題を2事例選定する。
- (2) 評価項目
評価委員が行う評価の項目は次のとおりとする。
 - ア 普及指導活動の実施状況（普及指導計画の策定、普及指導活動の経過及び実績、成果目標の達成状況等）
 - イ その他必要と認められる事項
- (3) 評価資料の作成
普及センターは、評価対象プロジェクト課題の評価資料として（2）のアの普及指導活動の実施状況の資料を作成し、外部評価会開催日の2週間前までに農業普及技術課へ提出することとする。
なお、普及センターは、評価資料の提出に当たって、事前に農業普及技術課との十分な調整を行うこととする。

(4) 評価の実施

普及センターは、(2)のアの普及指導活動の実施状況について報告を行う。

なお、評価委員は、上記の報告に対する質疑を行うとともに、外部評価会終了後、普及指導活動評価票【別紙】を記載の上、農業普及技術課が指定する期日までに提出する。

5 評価結果の活用と公表

(1) 普及センターは、評価委員による評価結果を、次年度以降の普及指導計画に反映することとする。

(2) 農業普及技術課は、普及指導計画の実施状況、普及活動の成果等とともに評価の概要及びその対応状況等について、県ホームページ等において公表することとする。

附則

この要領は、平成29年9月22日から施行する。

この要領は、令和3年7月12日から施行する。